

**インターンシップ等推進事業
(外国人留学生向けインターンシップ)
実施運営事業者募集要項**

**令和8年2月
尼 崎 市**

1 趣旨及び目的

2025年（令和7）年6月の文部科学省の「外国人留学生の就職促進について」によると、日本国内で就職を希望する外国人留学生のうち、実際に国内で就職した者の割合は約30%にとどまり、少子高齢化等で労働力不足が深刻化しているなかで、高度人材でもある外国人留学生の日本での就職は進んでいない現状があります。

これらの現状を踏まえて、日本で就職を希望する外国人留学生を対象に、市内企業でのインターンシップの機会を提供するとともに、企業に対しては、外国人留学生の能力や職業観、社内での多文化共生社会への理解を深める機会を提供し、今後のさらなる外国人採用の機運を醸成する取組として、「インターンシップ等推進事業（外国人留学生向けインターンシップ）」を実施します。

この要項は、業務を委託するにあたり、実施運営事業者を選定するためのプロポーザルに関して必要な事項を定めるものです。

応募される事業者は、本事業の趣旨及び業務内容等を十分に踏まえた上で企画提案をしてください。

2 公募に関する概要

- (1) 業務名
インターンシップ等推進事業（外国人留学生向けインターンシップ）
- (2) 業務期間
契約締結日から、令和8年12月31日まで
- (3) 業務内容
別添仕様書のとおり
- (4) 提案上限額
1,415,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。
（なお、本業務は、令和8年度尼崎市当初予算等が成立した時点で有効なものとなるため、当初予算等が成立しない場合は、いかなる効力も発生いたしません。また、これに伴い、プロポーザル応募者において損害が生じた場合、尼崎市ではその損害について負担しませんので、予めご承知おき願います。）
- (5) 選定事業者
1者

3 応募者資格

- (1) 民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人又はその他の法人
- (2) この要項に定める実施要件を満たすとともに、記載内容を理解・承諾し、遵守できること。
- (3) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (4) 特定の公職者（候補者を含む。）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (5) 法令等に違反していないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 尼崎市が発注する契約に係る入札参加停止の措置を受けていない団体であること。
- (8) 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きを行っている団体ではないこと。
- (9) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体ではないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条及び第3条に基づく暴力団及び指定暴力団又は代表者がそれら構成員である団体ではないこと。また、尼崎市暴力団排除条例を遵守する団体であること。

- (11) 法人税、消費税及び地方消費税、尼崎市税を滞納していない団体であること。
- (12) 提案事業を行うにあたり、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている団体であること。
- (13) 守秘義務を遵守できること。
- (14) 本事業の実施にあたり、尼崎市との打合せなどに適切に対応できること。
- (15) 外国人留学生等を対象とした事業を実施した実績があること。

4 企画提案競技の全体日程

項 目	日 程
公募期間	令和8年2月10日（火）～2月27日（金）
応募申込書、企画提案書等の提出期限	令和8年2月27日（金）午後5時まで
質疑の受付	令和8年2月10日（火）～2月16日（月）
質疑の回答	随時、尼崎市ホームページにて公表します。
プレゼンテーション審査 （必要に応じて）	令和8年3月16日（月）～3月18日（水） のうちの1日（予定）
選定結果通知	書類審査（又は、プレゼンテーション審査）実施から1週間以内に書面で通知します。

5 応募の手続き

令和8年2月27日（金）午後5時までに経済環境局経済部しごと支援課まで持参すること（郵送、Eメール、FAXによる受付は行いません）。

尼崎市経済環境局経済部しごと支援課
 尼崎市竹谷町2丁目183番地
 出屋敷リベル3階
 電話：06-6430-7635

なお、提出された書類等に変更等が生じた場合には、受付期間内にしごと支援課まで提出してください。受付期間を過ぎての訂正、追加資料の提出は認めません。

ただし、疑義等があり、尼崎市が補足資料等の提出を求めた場合はこの限りではありません。

(1) 企画内容

本募集要項及び仕様書に基づき、応募者として事業実施方針やアピールポイントを明記してください。

(2) 提出書類

次表に記載している書類を提出してください。

名 称	様式番号
応募申込書	様式1
企画提案書	様式2
見積書（内訳がわかる別紙を添付すること）	様式3
事業実施体制（組織表）	様式自由
企画・提案募集に関する過去の事業実績	様式自由
応募資格誓約書	様式4
P（プライバシー）マーク、ISMS認証等の写し ※有効期限にご注意ください。 ※上記を取得していない場合は、様式5「個人情報及びデータ取扱等に係る誓約書（事前確認分）」を提出してください。	Pマーク、 ISMS 認 証等の写し 又は 様式5

定款又は寄付行為の写し (提出日において3ヶ月以内に原本証明したもの)	
法人登記簿謄本 (提出日において3ヶ月以内に法務局が発行したもの)	
納税証明書(国税) (提出日において3ヶ月以内に税務署長が発行した「法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書(法人用)」(納税証明書「その3の3」))	
納税証明書(尼崎市税) (提出日において3ヶ月以内に尼崎市長が発行した「法人市民税・事業所税及び市税に未納の税額がないことの納税証明書」) ※ただし、「尼崎市内に本社・本店を有している者(市内業者)」及び「尼崎市外に本社・本店を有している者で、尼崎市内に支店・営業所・出張所・工場等を有し、現に人員を配置して事業活動を行っている者(準市内業者)」以外の者は、提出不要です。	
会社概要	

※ その他審査にあたり必要な書類を求めることがあります。

※ 応募書類に係る経費は、応募事業者の負担とし、提出された書類、資料は返却しません。

(3) 提出部数

7部(原本1部、副本6部)

なお、様式はA4版縦、横書き、片面刷り、左とじとしてください。また、提出された書類は、個人情報を除き、尼崎市情報公開条例に基づき開示する場合があります。

(4) 質問の受付

本要項及び仕様書内容に関して質問がある場合は、質問票(様式6)を提出すること。

ア 質問の受付期限

令和8年2月16日(月)午後5時まで

イ 提出方法及び提出先

電子メール又はファクス(電話、来庁での質疑は受け付けない。)

[電子メール]: ama-shigotoshienka@city.amagasaki.hyogo.jp

[ファクス]: 06-6430-7638

ウ 回答方法

回答については、随時、尼崎市ホームページにて公表します。(質問者の個人情報は公表しません。)

エ 注意事項

審査基準に関する質問には一切お答えできません。

(5) 応募の辞退について

応募書類を提出後、応募事業者の諸般の事情で辞退する場合は、理由を添えて「辞退届」を提出してください。(様式自由)

6 選定方法及び審査基準

(1) 選定方法

公募型企画提案(プロポーザル方式)とします。

(2) 審査方法等

別に設置する実施運営事業者選定会議(以下、「選定会議」という。)において、提出書類の書類審査を行います。書類審査後、選定会議が必要と認めた場合は、応募者全員にプ

プレゼンテーション審査を実施し、提案内容及び業務遂行能力をもとに総合的な視点で評価します。(時間、場所、出席人数等の詳細については別途連絡します。)

(3) 選定基準

選定会議において、仕様書に掲げる「4 委託業務内容」の項目ごとに提案内容を評価し、次の審査基準により採点します。

なお、市内経済活性化の観点から、尼崎市に本社や支店を置く事業者の提案、及び、事業実施に際して尼崎市内在住者の雇用を行う提案には、評価基準において一定の加点を行い、実施運営事業者を選定します。

ア 提案及びプレゼンテーション（実施した場合に限る。）の独自性・独創性・実現性・妥当性

イ 事業者の信頼性・履行の確実性

ウ 事業者の専門性

エ 業務執行体制の安定性・円滑性

オ 尼崎市内の雇用情勢及び尼崎市が実施する業務内容の現状把握・理解度

カ 事業を実施するスケジュールの妥当性

キ コストの妥当性

ク 同種事業での運営実績

(4) 契約候補者の選定

審査の結果、一定の基準（6割を目安に選定会議で決定）を上回った提案者のうち、評価点の合計が最も高い応募者を契約候補者として選定します。

ただし、最高得点の候補者が複数あった場合には、選定会議において協議を行い、選定します。また、応募者が1者の場合でも、選定会議を行うものとし、審査の結果、企画提案の内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定します。

(5) 審査結果

文書で全応募者に対して審査結果を通知します。

(6) 契約の締結

選定後、契約候補者は尼崎市と委託業務について、業務内容、履行方法など契約に必要な事項を協議した後、尼崎市が作成した契約書によって契約を締結します。

(7) 次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手を決定します。

ア 契約候補者が契約の締結を辞退したとき

イ 契約締結時まで上記「3 応募者資格」を欠いていることが判明したとき

ウ 契約に向けての必要な協議が不調に終わったとき

エ その他やむを得ない事情で契約に至らなかったとき

7 支払条件

業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括支払い。

8 契約保証金

尼崎市契約規則第32条第7号により免除

9 問い合わせ先

尼崎市経済環境局経済部しごと支援課

住 所：〒660-0876

尼崎市竹谷町2丁目183番地 出屋敷リベル3階

電 話：06-6430-7635

ファクス：06-6430-7638

電子メール：ama-shigotoshienka@city.amagasaki.hyogo.jp
担 当：田中・中田

以 上